

【所管事務の調査（報告）】

一時多量ごみ（臨時かつ多量に発生する家庭系ごみ）への
新たな対応について

- 資料 1 一時多量ごみ（臨時かつ多量に発生する家庭系ごみ）への新たな対応について【概要】
- 資料 2 一時多量ごみ（臨時かつ多量に発生する家庭系ごみ）への新たな対応について
- 資料 3 「一時多量ごみ（臨時かつ多量に発生する家庭系ごみ）への新たな対応について（案）」に関する意見募集の実施結果について

1 現状等

一時多量ごみとは

遺品整理や引越等に伴い**臨時かつ多量に発生する家庭系ごみ**

(1) 現在の本市の対応

通常の収集日での排出を基本に、一定の条件のもと、柔軟な対応を図っています。

- 原則、通常の収集日での排出（普通ごみ週2回、資源物週1回、粗大・小物金属月2回）
- 引越等の特別な事情がある場合は、事前に相談の上、粗大ごみの生活環境事業所への持ち込みが可能
- 粗大ごみの屋内からの持ち出しなどについては、高齢者等を対象とした「ふれあい収集」を実施

(2) 一時多量ごみ特有の廃棄ニーズ

一時多量ごみには、予期せずに廃棄が必要となるケースなどもあることから、特有の廃棄ニーズがあります。

- ひとり暮らし高齢者が逝去した場合など、住居の賃貸借契約の関係等による**短期間**での廃棄希望
- 遺品整理等で遠方の親族が片付ける場合など、休みの日（土曜日 etc）等**特定の日**にちでの廃棄希望
- 遺品整理や引越等で、屋内の**片付け**や屋外への**持ち出し**なども含めた廃棄希望

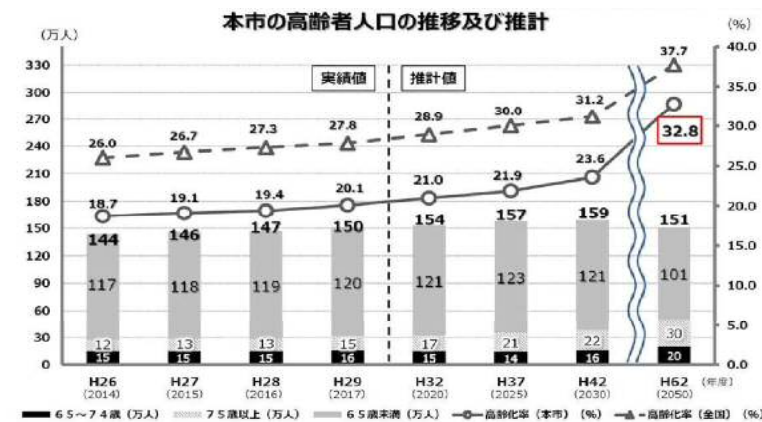
(3) 超高齢社会への対応

日本は諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行しています。

本市では、2017（平成29）年度における高齢化率は20.1%と全国（27.8%）より低いものの、2020（令和2）年度には「超高齢社会」を迎え、さらに30年後には、市民の3人に1人が65歳以上の高齢者となることを見込まれています。

高齢者人口とともに、ひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増加しています。

高齢化社会の進展により、**遺品整理や施設入所等に伴う一時多量ごみへの対応がますます必要**になります。



【出典：川崎市総合計画 第2期実施計画】



(4) 適正処理の推進に向けた対応

遺品整理を行った場合などに、不用品回収業者等が利用されるとその後の処理の流れが不透明になってしまうことがあるため、**市内で排出された家庭ごみが適正に処理されるよう、適切かつ利便性のよい排出ルートを構築していくことが必要**になります。

2 課題

一時多量ごみについては、市民（家族・親族等を含む）が市の収集日まで待てない場合や屋内の片付け・屋外への持ち出しが困難な場合など、**現在の本市の対応のみでは一時多量ごみ特有の廃棄ニーズに対応できない場合があります。**

民間事業者が一時多量ごみの収集運搬を行うためには本市の許可が必要となりますが、**現在の本市の一般廃棄物収集運搬業許可制度では、一時多量ごみは許可の対象ではありません。**

3 新たな対応方策

一時多量ごみ（臨時かつ多量に発生する家庭系ごみ）について、一時多量ごみ特有の廃棄ニーズや超高齢社会への対応を図り、適正な処理を進めるため、これまでの通常の収集日での排出などに加えて、**民間事業者を活用した新たな収集運搬制度の構築を図ります。**

○**新たな収集運搬制度として、一時多量ごみを本市の一般廃棄物収集運搬業許可制度の対象に追加します。**

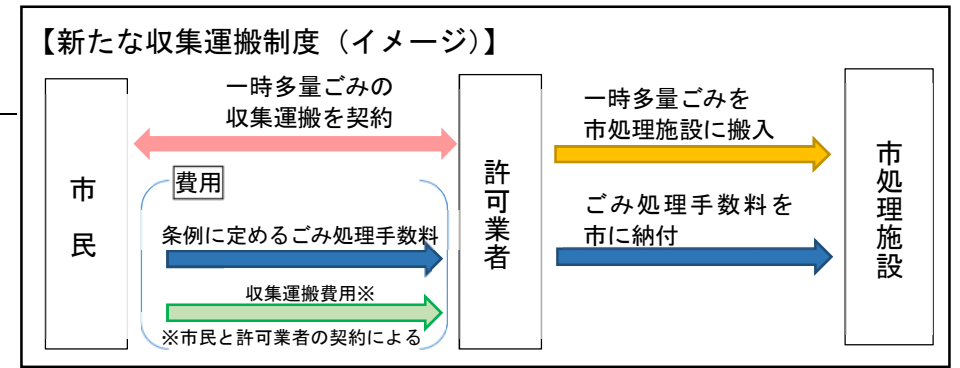
○許可を受けた民間事業者（一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。))が収集運搬する一時多量ごみは、**市処理施設で受け入れます。**

※これらの対応を図るため、「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」（以下「条例」という。）、「川崎市一般廃棄物処理業に係る審査基準及び標準処理期間に関する規程」等を改正、整備します。

4 新たな制度の概要

新たな制度では、許可業者が市民との契約の下で一時多量ごみを収集し、市処理施設に搬入（ごみ処理手数料を納付）します。

- 市民：一時多量ごみの収集運搬を許可業者に依頼することが可能になります。
- 許可業者：市民から依頼を受けて一時多量ごみを収集運搬し、市処理施設に搬入することが可能になります。
- 市：許可業者が搬入した一時多量ごみを市処理施設で処理します。

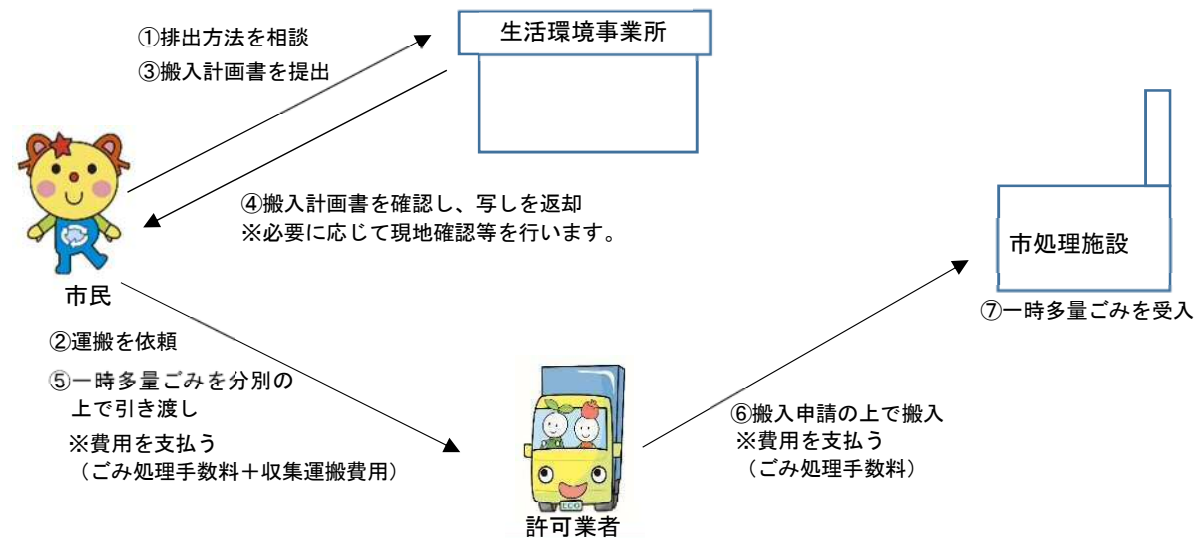


5 一時多量ごみの排出方法等について

(1) 市民による一時多量ごみの出し方について

- 市民が許可業者に一時多量ごみの収集運搬を依頼するための手続き等は次のとおりです。
- 排出する品目や依頼する許可業者名などを記載する所定の「搬入計画書」を、事前に所管の生活環境事業所に提出します。
 - 市の家庭ごみの分別ルール（8分別9品目）に従って一時多量ごみを分別した上で、許可業者に引き渡します。
 - ごみ処理手数料と、収集運搬費用を許可業者に支払います。ごみ処理手数料は許可業者を介して市に支払われます。

【一時多量ごみの搬入までの流れ（イメージ図）】



(2) 収集運搬業許可について

一時多量ごみについては、依頼者が市民であること、排出されるものが普通ごみ・資源物・粗大ごみ等と多岐にわたることなどを考慮し、経理的基礎、車両条件等の許可要件を設定します。

【許可要件の概要】

- ・本市の一般廃棄物収集運搬業の許可を直近2年以上継続して有し、本市処理施設への搬入実績があること
- ・一般廃棄物処理手数料の市への延滞がないこと※
※直近2年において、一般廃棄物処理手数料延滞に係る督促状の送付を受けたことがないこと、又は督促状の送付を受けた場合であっても期限内に納付していること
- ・粗大ごみ等の運搬に適し、かつ施設に搬入する際に支障がない運搬車※を保有すること
※ダンプアップ可能で、荷箱の高さが1.28m以上あること

(3) 受入施設（指定処理施設）等について

一時多量ごみの特徴から、粗大ごみの廃棄ニーズや土曜日等の休みの日の廃棄ニーズなどを考慮し、受入施設及び受入曜日を設定します。

○受入施設、受入曜日

- 浮島処理センター：月曜日から土曜日
王禅寺処理センター：月曜日から金曜日

○搬入者等

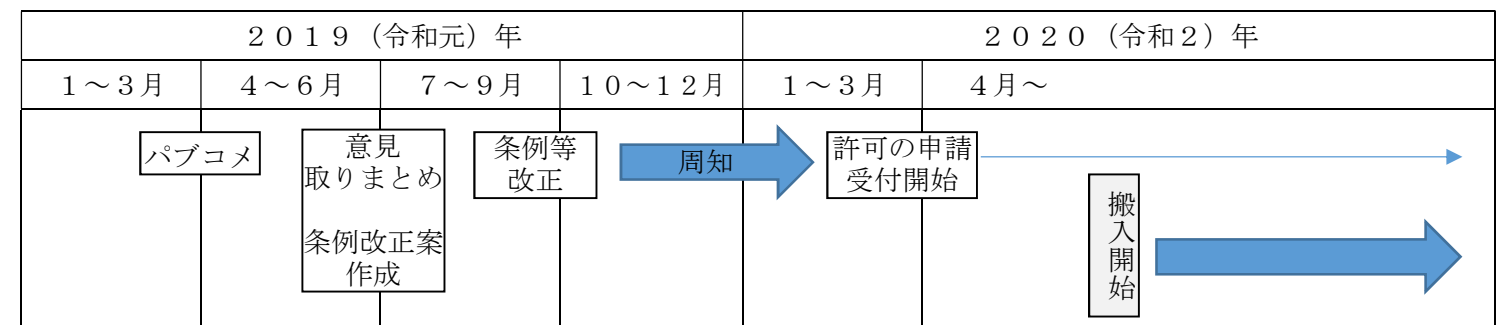
- ・施設への搬入を市に申請し、承認を受けた許可業者のみが搬入可能
- ・搬入要員は、粗大ごみや小物金属等が含まれている場合は2名以上、普通ごみのみの場合であっても車両に自動排出機能がない場合は2名以上が必要

6 今後のスケジュール

パブリックコメントにより市民意見を募集後、条例等を改正、整備した上で、収集運搬業許可申請の受付、新たな収集運搬制度での一時多量ごみの受入を開始します。

【今後の主なスケジュール（予定）】

- 2019（令和元）年9月頃 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例等の改正
2020（令和2）年2月頃 一般廃棄物収集運搬業許可の申請受付を開始
2020（令和2）年度前半 新たな収集運搬制度による搬入を開始



一時多量ごみ（臨時かつ多量に発生する家庭系ごみ）への
新たな対応について

令和元年6月

川崎市環境局

目 次

1	一時多量ごみとは.....	1
2	現状等	1
3	課題.....	3
4	新たな対応方策.....	4
5	新たな制度の概要.....	4
6	一時多量ごみの出し方について	5
7	許可業者による一時多量ごみの収集運搬について.....	6
8	許可業者による一時多量ごみの市処理施設への搬入について	7
9	今後のスケジュール	8

1 一時多量ごみとは

遺品整理や引越等に伴い臨時かつ多量に発生する家庭系ごみを「一時多量ごみ」とします。

2 現状等

(1) 一時多量ごみに対する現在の本市の対応

本市では、一時多量ごみの処理について、通常の収集日での排出を基本に、一定の条件のもと、柔軟な対応を図っています。

【現在の本市の対応状況】

- 原則、通常の収集日での排出（普通ごみ週2回、資源物週1回、粗大ごみ・小物金属月2回）
- 引越等の特別な事情がある場合は、事前に相談の上、粗大ごみの生活環境事業所への持ち込みが可能
- 粗大ごみの屋内からの持ち出しなどについては、高齢者等を対象とした「ふれあい収集」を実施

(2) 一時多量ごみ特有の廃棄ニーズ

一時多量ごみは、臨時かつ多量に発生するものであり、予期せずに廃棄が必要となるケースや、本人による廃棄が難しいケースなどもあることから、特有の廃棄ニーズがあります。

【一時多量ごみに特有の廃棄ニーズ】

- ひとり暮らし高齢者が逝去した場合など、住居の賃貸借契約の関係等による短期間での廃棄希望
- 遺品整理等で遠方の親族が片付ける場合など、休みの日（土曜日 etc）等特定の日にちでの廃棄希望
- 遺品整理や引越等で、屋内の片付けや屋外への持ち出しなども含めた廃棄希望

(3) 超高齢社会への対応

日本は諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行しています。

本市では、2017（平成29）年度における高齢化率は20.1%と全国（27.8%）より低いものの、2020（令和2）年度には「超高齢社会」を迎え、さらに30年後には、市民の3人に1人が65歳以上の高齢者となることが見込まれています。

高齢者人口とともに、ひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増加しています。

高齢化社会の進展により、遺品整理や施設入所等に伴う一時多量ごみへの対応がますます必要になります。



【出典：川崎市総合計画 第2期実施計画】

(4) 適正処理の推進に向けた対応

遺品整理を行った場合などに、不用品回収業者等が利用されるとその後の処理の流れが不透明になってしまうことがあるため、市内で排出された家庭ごみが適正に処理されるよう、適切かつ利便性のよい排出ルートを構築していくことが必要になります。

3 課題

一時多量ごみを市民（家族・親族等を含む）が排出する場合には、市の通常収集日に分別して排出することを基本に、粗大ごみについては事前に相談の上で生活環境事業所への持込も可能なほか、粗大ごみの屋内からの持ち出しなどについては、一定の場所までごみを持ち出すことができない高齢者等を対象としたふれあい収集の制度もありますが、現在の本市の対応のみでは一時多量ごみ特有の廃棄ニーズに対応ができません。

市民が市の通常収集日まで待てず、日にちを限定して一時多量ごみを出す必要がある場合や、屋内の片付けと屋外への持ち出しも含めて一時多量ごみを処理してほしい場合などで、市が対応できない場合の対応として、民間事業者の活用が考えられます。

民間事業者が一時多量ごみの収集運搬を行うためには、本市の一般廃棄物収集運搬業の許可が必要となりますが、現在の本市の許可制度では、一時多量ごみは許可の対象ではありません。

[参考：現在の本市の廃棄物処理の概要]

廃棄物の区分		収集運搬	処分
一般廃棄物	家庭系	<u>市（委託を含む）</u>	市（焼却場等の処理施設）
	事業系※	民間（一般廃棄物収集運搬業許可業者）	市（焼却場） 一部民間（一般廃棄物処分業許可業者）
産業廃棄物※		民間（産業廃棄物収集運搬業許可業者）	民間（産業廃棄物処分業許可業者）

※事業活動に伴って排出する廃棄物。産業廃棄物は法令で廃プラスチック類など20品目が定められており、産業廃棄物以外は事業系一般廃棄物に該当。品目に応じて許可業者に委託するなど排出事業者の責任により処理。

4 新たな対応方策

一時多量ごみ（臨時かつ多量に発生する家庭系ごみ）について、一時多量ごみ特有の廃棄ニーズや超高齢社会への対応を図り、適正な処理を進めるため、これまでの通常の収集日での排出などに加えて、民間事業者を活用した新たな収集運搬制度の構築を図ります。

新たな収集運搬制度として、一時多量ごみを本市の一般廃棄物収集運搬業許可制度の対象に追加します。

許可を受けた民間事業者（一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。））が収集運搬する一時多量ごみは、市処理施設で受け入れます。

※これらの対応を図るため、「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」（以下「条例」という。）、「川崎市一般廃棄物処理業に係る審査基準及び標準処理期間に関する規程」等を改正、整備します。

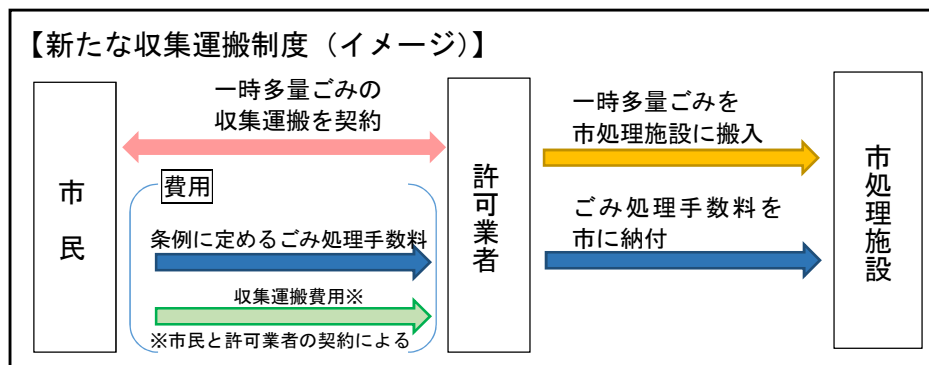
5 新たな制度の概要

新たな制度では、許可業者が市民との契約の下で一時多量ごみを収集し、市処理施設に搬入（ごみ処理手数料を納付）します。

市民は、一時多量ごみの収集運搬を許可業者に依頼することが可能になります。

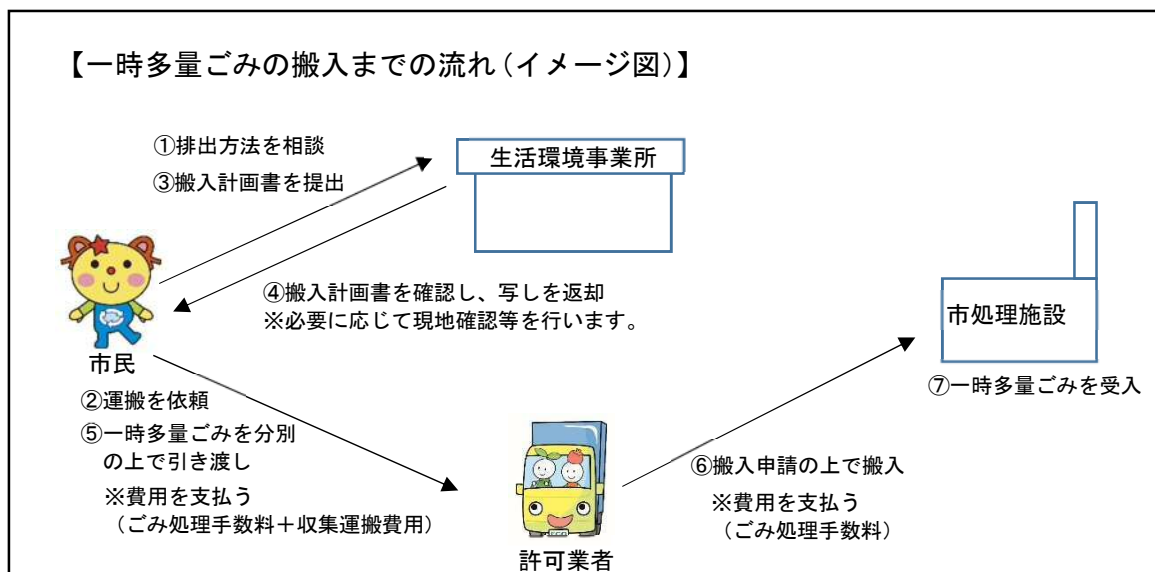
民間事業者は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受け、市民から依頼を受けた一時多量ごみを収集運搬し、市処理施設（指定処理施設）に搬入することが可能になります。

本市は、許可業者が搬入した一時多量ごみを市処理施設（指定処理施設）で処理します。



6 一時多量ごみの出し方について

- 通常の収集日に出すことが難しい場合などには、許可業者に依頼することが可能となります。
- 一時多量ごみの収集運搬を許可業者に依頼する場合には、排出する品目や依頼する許可業者名などを記載する所定の「搬入計画書」(別途規定)を、事前に所管の生活環境事業所に提出します。
- 市の家庭ごみの分別ルール(8分別9品目)に従って一時多量ごみを分別した上で、許可業者に引き渡します。
- 許可業者が市処理施設に搬入できるのは、原則、祝日を含む月曜日から土曜日(搬入先によっては月曜日から金曜日)となります。
※年末年始や処理施設の整備期間などは搬入できません。
- ごみ処理手数料(条例で規定する額)と、収集運搬費用(市民と許可業者の契約による額)を許可業者に支払います。ごみ処理手数料は許可業者を介して市に支払われます。



7 許可業者による一時多量ごみの収集運搬について

(1) 収集運搬業許可について

- 一時多量ごみの取扱いを行う場合は、本市の一般廃棄物収集運搬業の許可を直近2年以上継続して有し、本市の処理施設への搬入実績があることが必要です。
- 一時多量ごみの取扱いを行う場合は、一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有することの基準として、一般廃棄物処理手数料の市への納付状況を審査します。
※一時多量ごみについては、依頼者が市民であることを踏まえ、許可申請の段階での経理的基礎を判断するものです。市への納付状況としては、直近2年において、一般廃棄物処理手数料延滞に係る督促状の送付を受けたことがないこと、又は督促状の送付を受けた場合であっても期限内に納付していることが必要です。

(2) 収集運搬車両について

- 一時多量ごみの取扱いを行う場合は、粗大ごみ等の運搬に適し^{※1}、かつ指定処理施設に搬入する際に支障が生じない運搬車^{※2}を保有することが必要です。
※1 粗大ごみの適切な運搬のため、荷箱の高さが1.28m以上であることが必要です。
※2 指定処理施設への搬入に支障が生じないよう、ダンプアップ可能であること、かつ、搬入が可能な車両の構造規格（全長、高さ等）であることが必要です。
- 運搬車は、事業系一般廃棄物の収集運搬にも使用することができますが、一時多量ごみと事業系一般廃棄物を同載しての運搬はできません。
- 普通ごみ以外が含まれる場合には、塵芥車（パッカー車）は使用できません。
- 指定処理施設に搬入する際は、一時多量ごみを運搬していることを表示し、一時多量ごみのみを搬入してください。

(3) その他

許可取得後は、収集運搬実績について、「川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則」に基づく実績報告が必要となります。

8 許可業者による一時多量ごみの市処理施設への搬入について

(1) 指定処理施設について

一時多量ごみを搬入できる指定処理施設は浮島処理センター（同処理センター内の粗大ごみ処理施設を含む）及び王禅寺処理センター（同処理センター内の資源化処理施設を含む）の2か所となります。

(2) 搬入曜日について

指定処理施設への搬入曜日は浮島処理センターでは月曜日から土曜日、王禅寺処理センターでは月曜日から金曜日となります。

※年末年始や処理施設の整備期間などは搬入できません。

※指定処理施設での処理状況に応じて、1日当たりの搬入台数の上限を設定する場合があります。

(3) 搬入者等について

条例に基づき一時多量ごみの施設搬入を申請し市長の承認を受けた許可業者のみが搬入できます。

搬入要員は、粗大ごみや小物金属等が含まれている場合は2名以上が必要になります。また、普通ごみのみの場合であっても車両に自動排出機能がない場合は2名以上が必要になります。

(4) 搬入する廃棄物について

一時多量ごみを指定処理施設に搬入する場合には、条例に基づき受入基準に従う必要があります。また、市の家庭ごみの分別ルール（8分別9品目）に従い分別された廃棄物を搬入してください。

粗大ごみ、小物金属の搬入に当たっては、指定処理施設での処理に支障を生じないように、引き出しや容器等が空になっていることを確認するとともに、電池や電球等が製品に付属したままになっている場合には取り外すなど、必要な措置を講じてください。

なお、条例等に基づき、施設搬入をしようとする者は市が行う内容審査（受入基準に係る審査）に協力する必要があります。受入基準に従わない場合などには、市は廃棄物の受入の拒否や改善指導等を行うことがあります。改善指導等に従わない場合には、一定の手続きの後、施設搬入の受入を停止することがあります。

9 今後のスケジュール

今回のパブリックコメントにより市民の皆様にご意見をいただいた後、関連する条例・規則・要綱等を改正、整備した上で、収集運搬業許可申請の受付、新たな収集運搬制度での一時多量ごみの受入を開始します。

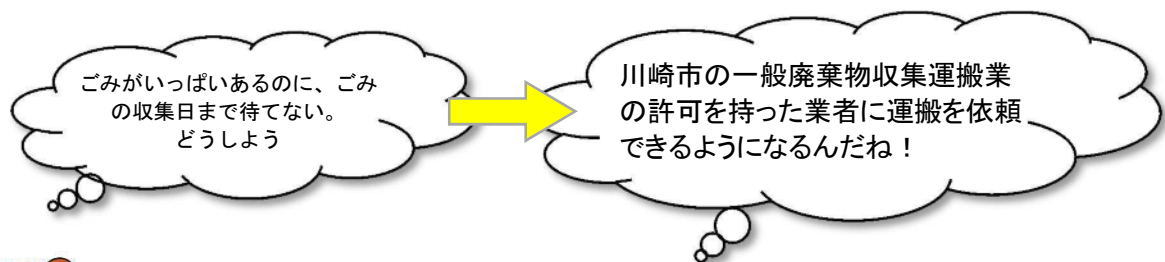
【今後の主なスケジュール（予定）】

2019（令和元）年9月頃 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例等の改正

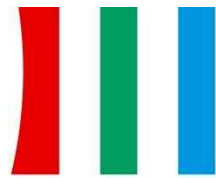
2020（令和2）年2月頃 一般廃棄物収集運搬業許可の申請受付を開始

2020（令和2）年度前半 新たな収集運搬制度による受入を開始

2019（令和元）年				2020（令和2）年		
1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4月～	
	パブコメ	意見 取りまとめ 条例改正案 作成	条例等 改正	周知	許可の申請 受付開始	搬入開始



かわさき
3R推進キャラクター
『かわるん』



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

「一時多量ごみ（臨時かつ多量に発生する家庭系ごみ）への新たな対応について（案）」 に関する意見募集の実施結果について

1 概 要

本市では、遺品整理や引越等に伴い臨時かつ多量に発生する家庭系ごみ（一時多量ごみ）について、一時多量ごみ特有の廃棄ニーズや超高齢社会への対応を図り、適正な処理を進めるため、民間事業者を活用した新たな収集運搬制度の構築を図ります。

「一時多量ごみへの新たな対応について（案）」を取りまとめ、広く市民の皆様の御意見を募集した結果、7通（意見総数12）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題 名	「一時多量ごみ（臨時かつ多量に発生する家庭系ごみ）への新たな対応について（案）」に関する意見募集について
意見の募集期間	2019（平成31）年3月13日（水）から 2019（平成31）年4月19日（金）まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市政だより（3月21日号掲載） ・市ホームページ ・環境情報 ・かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館 ・各生活環境事業所 ・環境局廃棄物政策担当（市役所第3庁舎15階） ・市民団体及び関係団体等への出前説明
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ ・かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館 ・各生活環境事業所 ・環境局廃棄物政策担当（市役所第3庁舎15階）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		7通（12件）
内	電子メール	1通（2件）
	FAX	6通（10件）
	郵送	0通（0件）
訳	持参	0通（0件）

4 御意見の内容と対応

事業の全般に関する御意見や、手数料・経費に関する御質問、許可に関する御要望などがありましたことから、市民にとってわかりやすく利用しやすい制度となるよう、対応を進めてまいります。

【対応区分】

- A 御意見を踏まえ、計画に反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E その他

【意見の件数と対応区分】

項 目	A	B	C	D	E	計
(1) 事業全般に関すること	0	0	1	3	1	5
(2) 手数料・経費に関すること	0	0	1	2	0	3
(3) 許可に関すること	0	2	0	1	0	3
(4) その他	0	0	0	0	1	1
合 計	0	2	2	6	2	12

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) 事業全般に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	<p>この制度を使用する方は、時間が無く、お金を払ってでも回収してもらいたい、という人がある一方で、お願いしたいが費用が無い、といった人はどうなるのかわかりませんでした。</p> <p>民間業者を増やすことで将来、市では請け負わないのかも資料に転記してもらいたい。</p>	<p>一時多量ごみへの新たな対応案については、これまでの通常の収集日での排出などに加えて、民間事業者を活用した新たな収集運搬制度の構築を図るものであり、これまでの対応については、廃棄物の適正処理を確保する観点から、今後も継続してまいります。</p> <p>なお、新たな制度のご利用が難しい場合につきましては、市の通常収集日に分別して排出することを基本に、粗大ごみについては生活環境事業所に事前に相談の上で、生活環境事業所へ持込む対応も可能となっておりますので、こちらをご活用ください。</p>	D
2	<p>生活保護受給者の遺品処分を全面的に行政で行ってほしい。現状では、生活保護受給者が逝去した場合、家主（賃主）負担となっている。住宅を供給する側の家主（賃主）や不動産業者の理解と協力があることで、今の制度を生かしている。しかし、供給する物件が減少している背景には、生活保護受給者に身内の保証人がいない等の問題があり、家主側としてはリスクを負うことが多いためである。したがって、行政を家主側が協力して、生活保護受給者の住宅を確保するためにも、行政の全面的な支援が必要と考える。</p>	<p>家財道具等の遺品につきましては、民法上、相続財産となりますが、引き取り手がないような場合に廃棄物として処分する場合には、入居時の敷金等を活用し、不動産業者や家主の方に処理していただくようお願いしております。生活保護受給者が死亡した場合には、その者が生活保護を必要としなくなるため、生活保護法第26条に基づき死亡した日の翌日付けで生活保護は廃止となり、死亡に伴う家財の処分費用は生活保護制度では対応していないことなどから、生活保護受給者の遺品処分についてすべてを行政で行うことは難しい状況です。</p> <p>家主の方などへの支援として、本市では、川崎市居住支援制度における家賃債務保証において死亡時の原状回復費用等も対象としているほか、川崎市居住支援協議会において遺品整理等に関するセミナーの開催など、不動産事業者や家主の方の負担や不安を軽減するために必要な取組や検討を行っており、今後もこうした支援や取組を進めてまいります。</p>	E

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
3	<p>これまでは庭木を少量に分けて出していました。このようなものも対象になるのですか。</p>	<p>臨時かつ多量に発生した家庭系の庭木ごみについては、今回の制度の対象となります。</p>	D
4	<p>計画書を事業所まで出向いて提出する必要があるのですか。電話でも手続きできるといいと思います。</p>	<p>事業系ごみや他都市で発生したごみの混入防止の観点などから事前に搬入計画書の提出を考えております。一時多量ごみについては、多様なケースが想定され申込内容や搬入施設での受け入れが可能かなどの確認を十分に行う必要がありますが、申込者の利便性も踏まえながら搬入計画書の受付方法につきまして検討してまいります。</p>	C
5	<p>今回の対応で家の中から運んでくれるようになりますか。ぜひお願いしたいです。</p>	<p>家の中の片付けや車両への持ち運び作業は、市の許可がなくても行うことができますが、その廃棄物を運搬する場合には一般廃棄物収集運搬業許可が必要となります。</p> <p>このため、新たな対応案では、一時多量ごみを本市の一般廃棄物収集運搬業許可制度の対象に追加するものです。</p>	D

(2) 手数料・経費に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
6	<p>今回の改定で回収費がどの程度差がでるのかわかりませんでした。</p> <p>民間企業にお願いした場合の想定価格を明示いただければ幸いです。</p> <p>以前に会社にお申ししたら後から異なる料金を請求されたことがあります。そのようなことがないように市で確認してください。</p> <p>(同趣旨の御意見としてほか1件)</p>	<p>新たな対応案においては、市民は許可業者と一時多量ごみの収集運搬について契約し、収集運搬費用やごみ処理に関する費用を許可業者に支払うこととなります。</p> <p>ごみ処理手数料につきましては、「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」に位置付けることとなりますが、収集運搬費用につきましては、市民と許可業者の契約による額となり、排出量、排出希望日等による価格の変動や、屋内の片付けも業者に依頼する場合等では別途費用が必要となることも想定されるなど、案件ごとに異なるものと考えられます。許可業者に対しては、料金トラブル等のないように排出者に対して十分な説明を行うことなどを伝えてまいります。</p>	D
7	<p>多量のごみを出すとき、粗大ごみ券を1枚1枚貼って出すことは難しいと思います。まとめて支払うことができるようにしてください。</p>	<p>新たな対応案においては、市民は許可業者と一時多量ごみの収集運搬について契約し、収集運搬費用やごみ処理に関する費用を許可業者に支払うこととなります。</p> <p>ごみ処理手数料につきましては、「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」に位置付けることとなりますので、本市の「使用料・手数料の設定基準」を踏まえつつ、ごみ処理原価や他都市の手数料の状況、事業系一般廃棄物のごみ処理手数料等を考慮するとともに、いただいた御意見も参考に排出者の利便性なども加味しながら検討を進めてまいります。</p>	C

(3) 許可に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
8	許可業者はどのように調べたらいいのですか。	許可業者の一覧について、市ホームページ等で公開していくことを予定しております。	D
9	当協議会の会員にも一時多量ごみの処分について問い合わせを受けますが、現在では事業系一般廃棄物の許可しかないため断らざるをえない状況です。そうした場合には、許可を有しない業者に流れてくることも想定されますので、適正な処理を進める上でも、ちゃんと許可を有する事業者が収集運搬できるようにできるだけ早期に制度を構築していただきたい。	<p>一時多量ごみについては、依頼者が市民であること、排出されるものが普通ごみ・資源物・粗大ごみ等と多岐にわたることなどを考慮し、経理的基礎・車両条件等の許可要件を設定することなどがが必要です。</p> <p>このため、制度の開始にあたり、許可に係る周知・受付・審査や市処理施設の受け入れ体制の整備など一定の時間を要するところですが、今回お示ししたスケジュールに基づき、令和2年（2020年）度前半のなるべく早期に制度を開始できるよう対応を進めてまいります。</p>	B
10	制度構築後に適正に許可業者が使われるよう市民に制度を理解してもらうために、十分な周知をしていただきたい。	制度構築後に適正に制度を活用いただけるように、市ホームページや市の広報誌などを活用しながら、市民への周知を図ってまいります。	B

(4) その他

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
11	<p>その人にとって思い出の品が急な引越しや住み主の死亡により多量の廃棄物となってしまうのは悲しいことです。制度面ではなくソフトで意見を言わせてください。最終的にあきらめて思い出ごと全てを廃棄することをしないために、今の生活をしながら相談したり、話を聞いてもらえると減量につながるのではないかと考えています。資料にある通り今後の一人暮らし高齢者の増加と共に地域との繋がり希薄化が進むと思います。思い出のある家財の整理ができず困っていることをきっかけに気軽に相談できる人や場所が地域にあったとしたらどうでしょう？住んでいるだけで地域活動をしていなくても、よその土地から来たばかりの人でも相談できる場を設けてもらうことは可能でしょうか？既存のもので、もしあるのであればそのツールの紹介のメッセージを環境協のHPや市政だよりに掲載することで気づく人も出てくるのではないかと思います。</p>	<p>市民の皆様に身近な区役所等で、資源物やごみに関するさまざまな相談ができる「ごみ相談窓口」を定期的に開設しておりますので、詳細な実施時期等につきましては、市ホームページをご参照ください。</p> <p>また、ごみや資源物の収集、減量、リサイクル等に関する地域の拠点として現在4か所に生活環境事業所がありますので、お気軽に相談ください。</p>	E